

付 議 第 2 号

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和3年12月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の案件について意見を述べること。



3 高政企第 196 号
令和 3 年 11 月 19 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 3 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 3 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教
育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の
一部を改正する条例議案
- 2 (新) 安芸中学校・高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する
議案
- 3 令和 3 年度高知県一般会計補正予算 (所管分)

第 号

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月 日提出

高知県知事 濱田 省司

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第42条並びに」を「第42条、」に、「以下「特別措置法」を「以下この条において「給特法」に、「第6条」を「第6条並びに給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の4第1項」に改め、同条第2項中「特別措置法」を「給特法」に、「指針」を「指針（以下「指針」という。）」に改める。

第6条第1項中「次条第1項において」を「以下」に、「以下この条において」を「以下」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（1年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）

第6条の2 任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する教育職員については、その所属する市町村（市町村の組合を含む。）の教育委員会とする。以下同じ。）は、教育職員（勤務時間条例第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある者については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により任命権者が定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（次項において「長期休業期間等」という。）において当該教育職員の勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、勤務時間条例第4条及び第5条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、週休日及び勤務

時間の割振りを別に定めることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも1日の週休日を設け、対象期間（その期間を平均し1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、1月を超え1年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含めるものとする。以下同じ。）として定められた期間につき当該期間を平均し1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう勤務時間を割り振らなければならない。この場合において、4月1日から翌年の3月31日までの間における当該割り振る勤務時間の合計は、38時間45分を限度とする。
- 3 第1項の人事委員会規則においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 第1項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲
 - (2) 対象期間
 - (3) 対象期間の起算日
 - (4) 対象期間を定めることができる期間の範囲
 - (5) 特定期間（対象期間中において特に業務が繁忙な期間をいう。次号において同じ。）
 - (6) 特定期間の起算日
 - (7) 対象期間における勤務日（勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。）及び当該勤務日ごとの勤務時間（次項の規定に基づき対象期間を1月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下この条において「最初の期間」という。）における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間）
- 4 任命権者は、第1項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定めるに当たっては、対象期間を1月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間を割り振る方法によることができる。
- 5 任命権者は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、同項の規定に基づき区分された各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも30日前に、当該勤務日の数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。
- 6 任命権者は、第1項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（令和2年文

部科学省令第26号。次条第1項において「給特法施行規則」という。)第6条第1項の規定に基づき指針に定める措置を講ずるものとする。

- 7 第1項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定められた者に関する給与条例第8条第5項及び第20条の2第1項並びに勤務時間条例第8条第1項の規定の適用については、給与条例第8条第5項中「勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条」とあるのは「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号。第20条の2第1項において「特別措置条例」という。)第6条の2第1項及び勤務時間条例第6条」と、給与条例第20条の2第1項中「勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条」とあるのは「特別措置条例第6条の2第1項及び勤務時間条例第6条」と、勤務時間条例第8条第1項中「第3条から第6条まで」とあるのは「第3条から第6条まで及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号)第6条の2第1項」とする。

(勤務することを要しない時間の指定)

第6条の3 任命権者は、前条第1項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合であって、対象期間中に、その対象となった教育職員又は当該教育職員が所属する学校について、給特法施行規則第6条第1項の規定に基づき指針に定める措置を講ずることができなくなったとき又は講ずることができなくなることが明らかとなったときにおいては、当該措置を講ずることができなくなった日又は講ずることができなくなることが明らかとなった日以降において4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超える勤務時間が割り振られた期間が存在するときには、当該教育職員に対して、前条第1項の規定に基づき勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち休日等を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を人事委員会規則で定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該教育職員が当該期間において、当該指定された時間を除く正規の勤務時間を1週間当たり38時間45分とするものとする。

- 2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第1項の規定に基づき割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、指定された勤務することを要しない時間における勤務は、時間外勤務とみなし、教育職員に対し当該時間に勤務することを命ずる場合は、第6条第2項各号のいずれかの業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- 3 第1項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員に関する給与条例第17条及び第20条の2第1項の規定の適用については、給与条例第17条中「又は勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合」とあるのは「若しくは勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第11条

第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号。第20条の2第1項において「特別措置条例」という。)第6条の3第1項の規定により勤務することを要しない時間を指定された場合」と、給与条例第20条の2第1項中「又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等」とあるのは「若しくは祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は特別措置条例第6条の3第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間」とする。

第7条第1項中「(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する教育職員については、その所属する市町村(市町村の組合を含む。)の教育委員会とする。以下同じ。)」を削る。

第8条中「特別措置法第7条第1項に規定する」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例第6条の2に規定する1年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

- 3 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「。以下「法」という。」を削り、「行ない」を「行い」に改める。

第2条中「給与」を「給与」に改め、同条第1号中「法第55条第8項」を「地方公務員法第55条第8項」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号)第6条の3第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部
を改正する条例議案説明

この条例は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）が一部改正されたこと等を考慮し、教育職員について1年単位で週休日及び勤務時間の割振りを定める勤務が可能となるよう必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（抜粋）

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（抜粋）

（趣旨）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下この条において「給特法」という。）第3条及び第6条並びに給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の4第1項の規定に基づき、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「特別措置法」という。）第3条及び第6条の規定に基づき、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

2 給特法第7条第1項の規定により文部科学大臣が定めた指針（以下「指針」という。）に基づく教育職員の業務量の適切な管理等については、この条例で定めるものとする。

2 特別措置法第7条第1項の規定により文部科学大臣が定めた指針に基づく教育職員の業務量の適切な管理等については、この条例で定めるものとする。

（定義）

（定義）

第2条 この条例において「教育職員」とは、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。以下「給与条例」という。）別表第1（小学校・中学校等教育職給料表）又は別表第2（高等学校等教育職給料表）の適用を受ける者をいう。

第2条 この条例において「教育職員」とは、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。以下「給与条例」という。）別表第1（小学校・中学校等教育職給料表）又は別表第2（高等学校等教育職給料表）の適用を受ける者をいう。

（教育職員の正規の勤務時間外の勤務等）

（教育職員の正規の勤務時間外の勤務等）

第6条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。次項において同

第6条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。次項において同

じ。)については、正規の勤務時間（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号。以下「勤務時間条例」という。）第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間外の勤務をいい、休日等（給与条例第18条の2の規定により休日勤務手当が教育職員以外の職員に対して支給される日をいう。以下同じ。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。以下同じ。）は命じないものとする。

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次の各号のいずれかの業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 教職員会議に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

3 前項の時間外勤務については、勤務時間条例第8条第3項の規定を準用する。

（1年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）

第6条の2 任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する教育職員については、その所属する市町村（市町村の組合を含む。）の教育委員会とする。以下同じ。）は、教育職員（勤務時間条例第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する再任用短時

じ。)については、正規の勤務時間（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号。以下「勤務時間条例」という。）第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間外の勤務をいい、休日等（給与条例第18条の2の規定により休日勤務手当が教育職員以外の職員に対して支給される日をいう。次条第1項において同じ。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。以下この条において同じ。）は命じないものとする。

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次の各号のいずれかの業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 教職員会議に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

3 前項の時間外勤務については、勤務時間条例第8条第3項の規定を準用する。

間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある者については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により任命権者が定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（次項において「長期休業期間等」という。）において当該教育職員の勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、勤務時間条例第4条及び第5条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

∞ 2 任命権者は、前項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも1日の週休日を設け、対象期間（その期間を平均し1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、1月を超え1年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含めるものとする。以下同じ。）として定められた期間につき当該期間を平均し1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう勤務時間を割り振らなければならない。この場合において、4月1日から翌年の3月31日までの間における当該割り振る勤務時間の合計は、38時間45分を限度とする。

3 第1項の人事委員会規則においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 第1項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲

- (2) 対象期間
- (3) 対象期間の起算日
- (4) 対象期間を定めることができる期間の範囲
- (5) 特定期間（対象期間中において特に業務が繁忙な期間をいう。次号において同じ。）
- (6) 特定期間の起算日
- (7) 対象期間における勤務日（勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。）及び当該勤務日ごとの勤務時間（次項の規定に基づき対象期間を1月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下この条において「最初の期間」という。）における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間）

4 任命権者は、第1項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定めるに当たっては、対象期間を1月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間を割り振る方法によることができる。

5 任命権者は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、同項の規定に基づき区分された各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも30日前に、当該勤務日の数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤

務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。

6 任命権者は、第1項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（令和2年文部科学省令第26号。次条第1項において「給特法施行規則」という。）第6条第1項の規定に基づき指針に定める措置を講ずるものとする。

7 第1項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定められた者に関する給与条例第8条第5項及び第20条の2第1項並びに勤務時間条例第8条第1項の規定の適用については、給与条例第8条第5項中「勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条」とあるのは「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号。第20条の2第1項において「特別措置条例」という。）第6条の2第1項及び勤務時間条例第6条」と、給与条例第20条の2第1項中「勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条」とあるのは「特別措置条例第6条の2第1項及び勤務時間条例第6条」と、勤務時間条例第8条第1項中「第3条から第6条まで」とあるのは「第3条から第6条まで及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）第6条の2第1項」とする。

（勤務することを要しない時間の指定）

第6条の3 任命権者は、前条第1項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合であって、対象期間中に、その対象となった教育職員又は当該教育職員が所属する学校について、給特法施行規則第6条第1項の規定に基づき指針に定める措置を講

ずることができなくなったとき又は講ずることができなくなることが明らかとなったときにおいては、当該措置を講ずることができなくなった日又は講ずることができなくなることが明らかとなった日以降において4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超える勤務時間が割り振られた期間が存在するときは、当該教育職員に対して、前条第1項の規定に基づき勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち休日等を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を人事委員会規則で定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該教育職員が当該期間において、当該指定された時間を除く正規の勤務時間を1週間当たり38時間45分とするものとする。

2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第1項の規定に基づき割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、指定された勤務することを要しない時間における勤務は、時間外勤務とみなし、教育職員に対し当該時間に勤務することを命ずる場合は、第6条第2項各号のいずれかの業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

3 第1項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員に関する給与条例第17条及び第20条の2第1項の規定の適用については、給与条例第17条中「又は勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年

末年始の休日等」という。)である場合」とあるのは「若しくは勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号。第20条の2第1項において「特別措置条例」という。)第6条の3第1項の規定により勤務することを要しない時間を指定された場合」と、給与条例第20条の2第1項中「又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等」とあるのは「若しくは祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は特別措置条例第6条の3第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間」とする。

(休日勤務等の代替の職務専念義務免除)

第7条 任命権者は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教育職員(勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定され、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した者を除く。)には、当該勤務日の翌日から7日以内に当該勤務時間に相当する時間の範囲内で1時間を単位として職務に専念する義務を免除するものとする。

2 任命権者は、正規の勤務時間を超える勤務を命ぜられた教育職員であって、その勤務による疲労のため休養を要すると認められ

(休日勤務等の代替の職務専念義務免除)

第7条 任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する教育職員については、その所属する市町村(市町村の組合を含む。)の教育委員会とする。以下同じ。)は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教育職員(勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定され、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した者を除く。)には、当該勤務日の翌日から7日以内に当該勤務時間に相当する時間の範囲内で1時間を単位として職務に専念する義務を免除するものとする。

2 任命権者は、正規の勤務時間を超える勤務を命ぜられた教育職員であって、その勤務による疲労のため休養を要すると認められ

るものには、その正規の勤務時間を超える勤務が終了した日又はその翌日に、疲労回復に必要があると認める時間、職務に専念する義務を免除することができる。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第8条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、指針に基づき、任命権者の定めるところにより行うものとする。

るものには、その正規の勤務時間を超える勤務が終了した日又はその翌日に、疲労回復に必要があると認める時間、職務に専念する義務を免除することができる。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第8条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、任命権者の定めるところにより行うものとする。

新 新	対	照 表 旧
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 (抜粋)		職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 (抜粋)
<u>(目的)</u>		<u>(この条例の目的)</u>
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を <u>行い</u> 、又は活動することができる場合を定めることを目的とする。 (職員団体のための職員の行為の制限の特例)		第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。 <u>以下「法」という。</u> ）第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を <u>行ない</u> 、又は活動することができる場合を定めることを目的とする。 (職員団体のための職員の行為の制限の特例)
第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、 <u>給与を受けながら</u> 、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。		第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り <u>給与を受けながら</u> 、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。
(1) <u>地方公務員法第55条第8項</u> の規定に基づき、適法な交渉を行う場合		(1) <u>法第55条第8項</u> の規定に基づき、適法な交渉を行う場合
(2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第9条の3第1項及び公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）		(2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第9条の3第1項及び公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）
(3) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第10条及び公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びにこれらの休日の代休日（これらのうち特に勤務を命ぜられた場合を除		(3) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第10条及び公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びにこれらの休日の代休日（これらのうち特に勤務を命ぜられた場合を除

く。)

(4) 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）第6条の3第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

(5) 年次有給休暇

(6) 休職

く。)

(4) 年次有給休暇

(5) 休職

「休日のまとめ取り」のための1年単位の变形労働時間制の導入について

令和3年11月30日
教職員・福利課

1 制度導入までの経緯

○「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)の一部改正(公布:令和元年12月11日)

1年単位の变形労働時間制の適用【第5条関係】

2 制度の概要

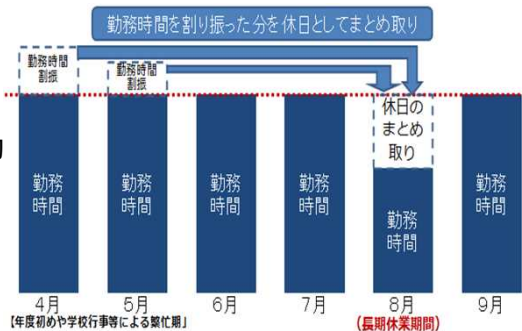
年度初めや学校行事等で業務量が多い時期に勤務時間を割り振り、延長した時間を長期休業期間等に休日をまとめて取得できる制度。

勤務条件に当たるため、
条例等の整備が必要

- ※各地方公共団体の判断により選択的に活用できる制度
- ※学校における働き方改革を総合的に進める一つの選択肢

<導入の目的>

- ・教育職員のリフレッシュの時間等の確保
- ・児童生徒等に対する効果的な教育活動
- ・教育職員の職としての魅力向上
- ・意欲と能力のある人材の任用
- ※導入自体が日々の業務や勤務時間の縮減につながるものではない。



<制度の導入に当たっての前提>

- ・長期休業期間等に休日を連続して設定できるときのみ活用可能
- ・画一的な適用ではなく、育児や介護等を行う者へ配慮
- ・時間外在校等時間が上限時間(42時間/月、320時間/年)の範囲内
- ・勤務時間延長を理由とした新たな業務の追加は不可
- ・教育委員会、学校、教員が互いに共通認識を持って活用
- ・サービス監督教育委員会及び校長が、指針に定める全ての措置を講じること 等

3 制度導入に関する調査結果等

(1) 県立学校の教育職員を対象とした意向調査

<令和2年8月調査>

- 回答率:83.1% (2,051人/2,467人)
- 活用希望率:35.8% (735人/2,051人)

(2) 市町村(学校組合)教育委員会の意向状況

<令和3年5月調査>

- 導入する方向で検討中:7教育委員会
- 未定:21教育委員会
- 今のところ導入しない方向で検討中:7教育委員会

(3) 他県の条例改正状況

<令和3年3月末現在>

- 令和2年11月:徳島県
- 令和2年12月:北海道
- 令和3年2月:千葉県、兵庫県、香川県、愛媛県、山口県、大分県、鹿児島県

4 「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例」の一部を改正する条例(案)の概要

給特法により読み替えて適用する地方公務員法第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法第32条の4第1項に基づき、1年単位の变形労働時間制の導入に関し必要な事項を条例に規定

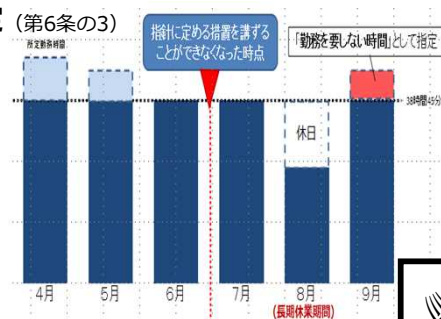
○主な改正内容

- ① 週休日及び勤務時間の割振りの原則 (第6条の2第2項)
 - ・毎週少なくとも1日を週休日とし、平均して週当たり38時間45分となるよう設定
- ② 週休日及び勤務時間の割振りの限度 (第6条の2第2項)
 - ・割り振ることができる時間は、38時間45分(5日間)まで
- ③ 対象となる教育職員の範囲 (第6条の2第3項第1号)
 - ・公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要が認められる教育職員
- ④ 対象期間及び特定期間、各期間の起算日 (第6条の2第3項第2号から第6号まで)
 - ・夏季、学年末等における長期休業期間を含む4月1日から翌年3月31日までの期間を範囲内とし、起算日を明らかにして週休日や勤務時間を割り振る。
 - ・特定期間とは、対象期間中の特に業務が繁忙で、公務の運営上必要と認める期間
- ⑤ 勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間 (第6条の2第3項第7号)
 - ・勤務時間は1日10時間、1週間52時間を限度 等
- ⑥ 勤務することを要しない時間の指定 (第6条の3)
 - ※上限時間を遵守できなくなったり、指針に定める措置を講ずることができなくなった場合には、勤務を要しない時間に指定し、通常の勤務時間に戻す。

※③~⑤については、人事委員会規則において具体的な整備内容等を定める。

<給特条例以外で改正予定の条例>

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例



○施行期日 令和4年4月1日

※必要な手続等は、条例の施行日前でも準備行為として行う。

5 学校における働き方改革の推進

○1年単位の变形労働時間制の活用

限られた時間の中で最大の教育効果が発揮できるよう、教職員の負担軽減を図るとともに、新たな休暇制度の導入により教職の魅力向上につなげる。

○学校における働き方改革における本県の取組

- ◇学校組織マネジメントの向上と教職員の意識改革
- ◇業務の効率化・削減 ◇専門スタッフ・外部人材の活用

参考資料 3